

第 1 0 3 回安来市議会定例会

(令和 6 年・令和 7 年)

3 月定例会議議案

(その 2)

(条例関係) 説明資料

番号	議案名	ページ
議第 7 5 号	安来市部設置条例の一部を改正する条例制定について	1

(_____ 改正部分)

改 正 後	改 正 前
(所掌事務) 第3条 部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 政策推進部 ア～キ [略] カ <u>地域・社会活動支援に関すること。</u> キ <u>スポーツ振興に関すること。</u> ク <u>交通対策に関すること。</u> ケ <u>広瀬・伯太地域の地域振興及び地域課題に関すること。</u> コ <u>広瀬・伯太支所に関すること。</u> (2) [略] (3) 市民生活部 ア～オ [略] (4)～(7) [略]	(所掌事務) 第3条 部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 政策推進部 ア～キ [略] ク <u>地域・社会活動支援に関すること。</u> ケ <u>スポーツ振興に関すること。</u> コ <u>交通対策に関すること。</u> サ <u>広瀬・伯太地域の地域振興及び地域課題に関すること。</u> シ <u>広瀬・伯太支所に関すること。</u> (2) [略] (3) 市民生活部 ア～オ [略] (4)～(7) [略]